

西宮市国民保護計画の変更案（概要）

国が策定する「国民の保護に関する基本指針」及び当指針に基づく「兵庫県国民保護計画」の変更を踏まえ、武力攻撃原子力災害時等の措置事項の追加や平和安全法制の整備による事態対処法の名称変更等について変更を行う。

また、「西宮市地域防災計画」の修正内容の反映や組織改正及びその他時点修正に伴う変更と併せて「西宮市国民保護計画」の変更を行う。

【主な変更点】

1 国民の保護に関する基本指針・兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更

(1) 武力攻撃原子力災害時等の措置事項

① 「核攻撃等」の場合の留意点 資料Ⅱ_p4

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追記。

② 避難に当たって留意すべき事項 資料Ⅱ_p19

次の2点について新設。

ア 事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示すること。

イ 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意すること。

(2) 平和安全法制の整備による事態対処法の名称変更 資料Ⅱ_p3

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
→ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(3) 国・県の現地対策本部との連携強化 資料Ⅱ_p17

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める旨を追記。

(4) 関係機関の名称変更 資料Ⅱ_p21

放射線医学総合研究所 → 量子科学技術研究開発機構

2 その他の変更

- ・西宮市地域防災計画の修正に伴う変更
- ・組織改編やその他時点修正に伴う変更
- ・名称変更、表現の変更・精査・訂正に伴う変更 等